

# 令和8年度高槻市道路橋定期点検業務委託

## 特記仕様書

令和8年度  
高槻市 都市創造部 道路課

委託業務名	令和8年度高槻市道路橋定期点検業務委託
業務場所	高槻市 市内一円
履行期間	契約締結の日から令和 9年 3月31日

## 第1章 総則

### 第1条 業務の目的

本業務は、高槻市が管理する道路構造物である橋梁について、各部材の状態を把握し、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、近接目視またはそれに代わる手段を用いて定期点検を実施し、健全性の診断を行うものである。

### 第2条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（最新版 大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

ただし、共通仕様書の文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以下「府契約書」という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

### 第3条 管理技術者

1. 管理技術者は、共通仕様書の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設—鋼構造及びコンクリートの選択科目に限る  
または 建設部門：鋼構造及びコンクリートの選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者。

2. 管理技術者は業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

- ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
- ・当該技術者が死亡した場合
- ・当該技術者が退職した場合
- ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- ・発注者の責により履行期間延期となった場合
- ・その他の理由による場合

3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 第4条 照査技術者

1. 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。
  - ① 技術士（総合技術監理部門：建設—鋼構造及びコンクリートの選択科目に限る  
または 建設部門：鋼構造及びコンクリートの選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - ② R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
  - ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者。
2. 照査技術者は業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
  - ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
  - ・当該技術者が死亡した場合
  - ・当該技術者が退職した場合
  - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
  - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
  - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 第5条 担当技術者

1. 担当技術者は、共通仕様書の定めのほか管理技術者と同じ資格を有する者、または、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
2. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 第6条 提出書類

1. 受注者が発注者に提出する書類は下記のとおりとし、高槻市が定める土木設計委託関係書類の様式によるものとする。
2. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 業務工程表	期日	契約後14日以内
(2) 管理技術者及び照査技術者届	〃	契約後遅滞なく
(3) 管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4) 担当技術者届	〃	〃
(5) 担当技術者経歴書	〃	〃
(6) 管理技術者等変更通知書	〃	変更のとき

(7) 業務委託料内訳書	〃	契約後遅滞なく
(8) 着手届	〃	着手した日
(9) 公共工事等前金払申請書	〃	前金払を請求する前
(10) 再委託承諾申請書	〃	再委託しようとするとき
(11) 高槻市暴力団排除条例に基づく誓約書(再委託者用)	〃	〃
(12) 完了届	〃	業務完了の日
(13) 引渡書	〃	引渡しの時
(14) 請求書	〃	請求しようとする日

## 第7条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

## 第8条 資料等の貸与及び返却

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	数量	貸与場所	返却場所	適用
高槻市道路橋定期点検業務委託 成果品	一式	高槻市役所 道路課	高槻市役所 道路課	
高槻市道路橋定期点検要領	一式	高槻市役所 道路課	高槻市役所 道路課	

その他必要に応じて、上記以外の関係資料を貸与するものとする。

## 第9条 土地への立入り等

1. 現地調査時は、調査員のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
2. 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
3. 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
4. 身分証明書の発行については、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。

## 第10条 成果物の提出

成果物は以下の媒体及び部数を提出するものとする。

なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- 紙媒体 : 1部
- 電子データ : 正副2部(CD-RもしくはDVD-R)

## 第11条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、共通仕様書に定めるものの他、次によるものとする。

- ① 道路橋定期点検要領（技術的助言） 令和6年3月 国土交通省 道路局
- ② 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準） 令和6年3月 国土交通省 道路局
- ③ 道路橋定期点検要領（令和6年3月）運用の手引き 2025年4月 国土交通省 道路局 国道・技術課 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部
- ④ 高槻市道路橋定期点検要領 令和8年4月 高槻市 都市創造部 道路課
- ⑤ 自治体の小規模橋梁を対象とした橋梁基本定期点検導入に係るガイドライン（第2版） 令和7年11月 大阪大学 先導的学際研究機構 住民と育む未来型知的インフラ創造部門※1

※1； URL：<https://ficct.otri.osaka-u.ac.jp/guideline/> を参照のこと。

（以下、「点検要領等」という）

その他、調査職員から指定があった場合は、それに従うものとする。

## 第12条 検査

検査は、契約工期内に行うよう努めるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

## 第13条 納期

納期は、履行期間内とすること。

## 第14条 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第15条 その他

見積参考資料とは設計図書（仕様書、数量総括表、質問回答書）以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第16条 橋梁定期点検業務

#### 1. 計画準備

##### (1) 業務計画書作成

業務計画書、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。これらの作成にあたっては、既存の定期点検の記録等がある場合は、それらを活用して実施するものとする。また、点検支援技術等<sup>※2</sup>を活用する橋梁については、新技術利用のガイドライン(案)平成31年2月国土交通省等に準じ、点検支援技術活用計画書や安全管理計画等を作成するものとする。

点検対象となる橋梁については、【別表-1】のとおりとする。

※2；ここでいう「点検支援技術」とは、下記に掲げている技術もしくは同等の技術または、その他近接目視に代わる手段として橋梁の損傷状態の把握が出来る技術のことを言う。

- ・ 点検支援技術性能カタログ 令和8年3月 国土交通省 道路局
- ・ 新技術情報提供システム (NETIS)

##### (2) 部材番号図の作成

1 巡目の点検対象橋梁については、「点検要領」に従い部材番号図を作成する。2 巡目以降の点検対象橋梁については、作成された部材番号図が現地と合致しているか確認するものとし、不一致等が確認された場合は、調査職員と協議のうえ、必要に応じて修正等を行うものとする。

##### (3) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段、安全管理等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。このとき、既存の定期点検の記録等がある場合は、それらを活用して実施するものとする。

##### (4) 関係機関との協議資料作成

定期点検実施にあたって必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。また、必要に応じて沿道住民等への周知用資料の作成を行う。

なお、520 古曾部跨道橋 及び 763 天王谷跨道橋は、橋下の道路管理者(西日本高速道路株式会社)の工事通行止めと合わせた点検を想定しており、先行してその協議および資料作成を行うものとする。

#### 2. 定期点検

##### (1-1) 状態の把握(点検)及び診断(健全性の診断) 【通常定期点検】

「点検要領等」に基づき、橋梁点検を近接目視にて行い、1.(2)の部材番号図に損傷の種類や程度を記録するなど、点検時点での状態に関する情報を収集するとともに、上

部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、活荷重、地震、豪雨・出水等の想定する状況における性能を推定し、特定事象の有無や必要な措置に対する技術的な見解などの根拠を踏まえ、施設単位毎の健全性の診断区分を決定する。

現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等がある場合は、それらを活用して作業を行う。

#### (1-2) 状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断）【基本定期点検】

「点検要領等」に基づき、徒歩もしくは梯子等により橋梁点検を近接目視にて行い、「自治体の小規模橋梁を対象とした橋梁基本定期点検導入に係るガイドライン（第2版）」に従い、同ガイドラインにあるチェックリストに示された手順、点検項目により橋梁の状態を把握し、その結果をチェックリストに記入する。また、チェックリストにて「異常があった箇所」のみについては、技術的な評価の根拠となる写真を撮影し、記録することで、点検時点での状態に関する情報を収集するとともに、上部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、活荷重、地震、豪雨・出水等の想定する状況における性能を推定し、特定事象の有無や必要な措置に対する技術的な見解などの根拠を踏まえ、施設単位毎の健全性の診断区分を決定する。

現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等がある場合は、それらを活用して作業を行う。

#### (1-3) 状態の把握（点検）及び診断（健全性の診断）【点検支援技術活用点検】

「点検要領等」に基づき、橋梁点検を点検支援技術（ドローンを想定）にて行い、それらの機器等の特性を活かし、点検時点での状態に関する情報を収集するとともに、上部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、活荷重、地震、豪雨・出水等の想定する状況における性能を推定し、特定事象の有無や必要な措置に対する技術的な見解などの根拠を踏まえ、施設単位毎の健全性の診断区分を決定する。

現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等がある場合は、それらを活用して作業を行う。

なお、路面および点検支援技術の適用が困難な一部狭隘な箇所等については、近接目視等にて補足的に点検を行うものとする。

#### (2) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果および診断結果について、「道路橋定期点検要領（令和6年3月）運用の手引き」を参考に様式1、様式2、様式3を作成する。作成作業は、既存の定期点検の点検記録様式がある場合、それらを活用して実施するものとする。なお、様式は、国土交通省が公開する「道路橋記録様式」の最新版を参照するものとする。

また、必要に応じて本市が保有する橋梁台帳等の記載事項と現地の橋梁の諸元に大差がある場合は、それを修正または補完するために、現地計測を行う。

### 3. 報告書作成

- (1) 点検業務の成果として、点検表記録様式や部材番号図、野帳等その他本業務で作成した資料のとりまとめを行う。また、点検結果を本市が保有する台帳システムへ反映するため、その電子データの作成（エクセルファイル）・整理を行うものとし、電子データのフォーマットは別途指示する。

- (2) 基本定期点検対象橋梁については、主にコスト面、効率面について従来方法との比較検証を行うものとする。また、基本定期点検に実施するのに要した人工数を記録した作業日報等を作成し、歩掛調査に協力するものとする。
- (3) 点検支援技術を活用し点検を行った橋梁については、コスト面、効率面、安全面等の視点から従来方法との比較を行い、新技術活用による効果検証等を行うものとする。とりまとめ等の詳細は、調査職員と協議するものとする。
- (4) 今回の点検結果を受けて高槻市橋梁長寿命化修繕計画の更新が必要となった場合は、その更新作業に協力するものとする。詳細については、別途調査職員より指示する。

以上

## 点検対象橋梁リスト

橋梁ID 274	橋梁名	路線名	緯度	経度	橋長 (m)	幅員 (m)	径間 数	上部構造	点検 手法	近接 手段	サイ クル
1	三箇牧1号橋	西面柱本線	34.79731	135.6015	6.7	6.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
2	柱本新町2号橋	柱本住宅線	34.79297	135.60267	2.4	15.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
3	柱本3号橋	柱本608号線	34.79233	135.60036	3.0	8.1	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
6	三島江10号橋	唐崎三島江線	34.7985	135.60925	5.0	18.7	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
12	松ヶ下橋	柱本住宅線	34.79308	135.60517	4.1	7.0	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
13	女瀬川11号橋	柱本住宅線	34.79333	135.60511	3.4	6.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
19	玉川2号橋	玉川401号線	34.80961	135.60008	6.6	4.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
22	玉川3号橋	西面北202号線	34.80953	135.60247	6.7	3.9	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
28	西面中4号橋	西面中203号線	34.80542	135.60119	2.4	2.8	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
30	西面南1号橋	西面柱本線	34.80344	135.60142	3.1	5.9	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
33	西面南5号橋	西面柱本線	34.80036	135.60153	7.5	6.0	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
36	唐崎南4号橋	唐崎三島江線	34.81044	135.61408	2.9	4.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
38	唐崎南2号橋	唐崎南301号線	34.81092	135.61261	2.5	3.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
40	玉川5号橋	西面北102号線	34.80947	135.60561	6.3	5.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
42	唐崎南5号橋	唐崎南301号線	34.80847	135.61197	6.3	3.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
43	唐崎南6号橋	唐崎三島江線	34.80825	135.61336	5.4	9.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
52	西柳川橋	柳川茨木線	34.82556	135.59153	8.4	6.9	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
53	栄町12号橋	西町1号線	34.82569	135.59517	7.7	5.1	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
55	栄町13号橋	西町6号線	34.82567	135.59811	8.1	6.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
56	6号橋	西町6号線	34.82447	135.59814	2.2	10.2	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
78	芝生町19号橋(歩道部)	栄町芝生線	34.82553	135.59058	12.0	2.5	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
80	三の橋	栄町芝生線	34.82556	135.60597	3.7	6.7	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
82	川添1号橋	栄町芝生線	34.82558	135.60358	8.7	7.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
83	川添2号橋	川添206号線	34.82458	135.60478	8.0	5.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
84	春日2号橋	川添206号線	34.82458	135.60483	8.5	2.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
90	五の橋	芝生唐崎線	34.8255	135.61222	4.1	11.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
93	登町5号橋	堤町4号線	34.82464	135.61786	7.4	2.4	1	PC桁橋(その他)	通常	梯子等	3巡
96	五位庄橋	芝生唐崎線	34.82167	135.61253	20.7	5.7	2	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
98	唐崎北1号橋	芝生唐崎線	34.82	135.61358	5.6	6.3	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
102	西面1号橋	西面1号線	34.81544	135.60506	20.5	9.5	2	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
104	演習橋	芝生唐崎線	34.81772	135.61444	3.5	6.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
109	唐崎中6号橋	唐崎中405号線	34.81322	135.61222	2.8	3.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
111	唐崎中3号橋	唐崎三島江線	34.81442	135.61442	3.4	4.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
112	番田1号橋	番田101号線	34.81697	135.62156	4.0	5.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
113	唐崎中1号橋	唐崎中央線	34.81506	135.61583	3.7	5.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
116	北大樋町6号橋	北大樋町9号線	34.82483	135.62428	9.8	6.4	1	I桁(鋼床版)	通常	梯子等	3巡
122	唐崎中4号橋	唐崎中408号線	34.81439	135.61436	2.9	3.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
124	日野川橋	西冠大塚線	34.82411	135.62711	2.4	11.9	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
126	竹の内町1号橋	竹の内町10号線	34.82597	135.62717	8.0	6.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
128	大塚町5号橋	大塚南大樋線	34.82531	135.62983	6.1	6.6	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
129	大塚町4号橋	野田大塚線	34.82556	135.63486	8.1	10.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
131	大塚町6号橋	大塚町210号線	34.82486	135.63542	8.8	6.4	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
132	竹の内町3号橋	西冠大塚線	34.82136	135.62706	8.8	10.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
136	大塚町8号橋	野田大塚線	34.82294	135.63475	2.8	10.6	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
142	竹の内町5号橋	竹の内町48号線	34.82122	135.62639	6.5	5.9	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
149	東五百住4号橋	女瀬川左岸2号線	34.83908	135.59928	17.0	3.8	1	ポステンT桁	通常	梯子等	3巡
152	東五百住2号橋	津之江東五百住線	34.8375	135.60211	17.0	5.2	1	ポステンT桁	通常	梯子等	3巡
153	東五百住3号橋	女瀬川右岸2号線	34.83753	135.60117	17.0	3.5	1	ポステンT桁	通常	梯子等	3巡
154	東五百住1号橋	東五百住町314号線	34.83753	135.60308	17.0	3.0	1	ポステンT桁	通常	梯子等	3巡
155	富田丘町2号橋	富田丘町4号線	34.83606	135.58667	2.1	5.5	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
157	富田丘町3号橋	富田丘町7号線	34.83594	135.58647	3.0	6.5	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
160	富田丘町6号橋	富田丘町11号線	34.83547	135.58731	2.9	6.0	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
163	富田町1号橋	富田町105号線	34.83567	135.59061	2.1	6.5	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
164	東五百住2号橋	富田町105号線	34.83564	135.59111	2.1	8.6	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
166	宮前橋	富田東五百住線	34.83642	135.59881	5.5	6.6	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
169	真如寺橋	登美の里町10号線	34.83469	135.59992	2.2	7.0	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
170	大井出橋	登美の里町12号線	34.83428	135.59989	2.5	7.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
172	富田町4号橋	富田登美の里線	34.83242	135.59364	2.4	7.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡

## 点検対象橋梁リスト

橋梁ID	橋梁名	路線名	緯度	経度	橋長(m)	幅員(m)	径間数	上部構造	点検手法	近接手段	サイクル
179	無名橋	如是町11号線	34.83464	135.60278	2.8	4.6	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
185	富田町11号橋	富田町514号線	34.82992	135.59608	3.8	8.7	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
186	寿町10号橋	寿町102号線	34.82989	135.59881	7.2	4.5	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
191	栄町6号橋	栄町224号線	34.82667	135.60017	3.4	4.0	1	RC床版橋(その他)	基本	梯子等	3巡
192	寿町2号橋	寿町202号線	34.83156	135.60078	2.9	5.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
202	寿西橋	寿町210号線	34.82953	135.60075	7.9	5.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
204	寿東橋	寿町325号線	34.82953	135.60244	7.7	6.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
209	無名橋1	如是芝生線	34.83261	135.60958	4.5	5.9	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
210	無名橋2	如是芝生線	34.83258	135.60958	6.7	1.8	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
211	津之江町10号橋	津之江東五百住線	34.83944	135.60603	4.2	7.2	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
221	津之江町4号橋	津之江町162号線	34.83944	135.60394	4.2	5.0	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
224	津之江町13号橋	津之江芝生線	34.83861	135.60803	4.8	10.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
225	津之江4号橋	津之江芝生線	34.83706	135.60814	21.6	10.0	1	プレテン桁	通常	梯子等	3巡
227	津之江町14号橋	津之江町203号線	34.83856	135.60958	5.3	5.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
230	津之江町19号橋	津之江町217号線	34.83614	135.61078	8.6	2.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
231	津之江5号橋	津之江町217号線	34.83564	135.61078	20.8	3.3	1	RC中空床版	通常	梯子等	3巡
234	庄所町1号橋	庄所町5号線	34.83936	135.61239	4.5	7.2	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
236	下田部町1号橋	高西町16号線	34.83661	135.61897	2.1	10.2	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
239	如是町6号橋	如是芝生線	34.83267	135.60481	3.4	7.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
240	芝生町1号橋	芝生町216号線	34.83258	135.60717	2.1	3.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
241	筋違橋	如是町11号線	34.83419	135.60475	4.8	4.8	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
242	宮前橋	如是町13号線	34.83361	135.60475	4.6	6.7	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
243	如是町5号橋	如是町17号線	34.83325	135.60478	4.6	5.4	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
244	エイラク橋	寿町304号線	34.83158	135.60361	2.5	5.2	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
245	下田部町5号橋	下田部辻子線	34.8335	135.61642	2.4	10.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
246	下田部町4号橋	下田部辻子線	34.83358	135.61842	4.1	10.3	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
247	西冠3号橋	土橋西冠線	34.83347	135.62294	6.2	13.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
248	西冠4号橋	西冠205号線	34.83342	135.62447	7.5	6.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
249	寿町6号橋	寿町316号線	34.83111	135.60483	3.2	6.2	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
250	中橋	寿町317号線	34.83061	135.60483	3.1	9.4	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
253	寿町8号橋	寿町319号線	34.83033	135.60486	3.1	7.7	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
254	寿町9号橋	寿町320号線	34.83008	135.60486	3.1	7.6	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
255	寿町12号橋	寿町321号線	34.82983	135.60483	3.1	7.5	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
258	寿町14号橋	寿町322号線	34.82961	135.60486	3.8	4.0	1	RC中実床版	基本	梯子等	3巡
259	寿町13号橋	寿町323号線	34.82964	135.60372	2.7	6.8	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
260	寿町16号橋	寿町324号線	34.82919	135.60483	3.1	6.0	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
264	西冠7号橋	西冠308号線	34.83086	135.62197	6.7	8.5	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
265	栄町1号橋	如是川添線	34.82764	135.60492	2.5	10.1	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
266	日野川橋	富田芝生線	34.82858	135.60375	8.4	12.5	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
269	栄町10号橋	栄町309号線	34.82664	135.60364	8.5	2.3	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
270	さかえ橋	栄町310号線	34.82633	135.60364	9.5	6.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
272	登町3号橋	登町3号線	34.82789	135.62439	7.4	4.5	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
273	登町2号橋	登町3号線	34.82792	135.62439	9.4	2.9	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
274	次郎四郎橋	下田部芝生線	34.82592	135.61606	69.0	10.0	2	ポステンT桁	支援	ドローン	3巡
277	芝生町2号橋	芝生町236号線	34.83056	135.60719	2.5	14.4	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
288	須賀町3号橋	野田大塚線	34.83928	135.63622	3.0	9.7	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
290	演習橋	淀川堤防3号線	34.83794	135.6405	62.0	8.2	3	プレテンT桁	支援	ドローン	3巡
291	演習橋(歩道部)	淀川堤防3号線	34.838	135.64044	60.0	4.1	3	ポステンT桁	支援	ドローン	3巡
297	大冠町1号橋	野田大塚線	34.8365	135.63606	3.1	10.5	1	RC中実床版	通常	梯子等	3巡
298	大冠町3号橋	野田大塚線	34.83461	135.63592	6.4	10.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
299	大冠町4号橋	大冠辻子線	34.83447	135.63497	7.3	4.5	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
301	西冠5号橋	西冠203号線	34.83339	135.6255	7.7	6.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
305	西冠6号橋	西冠大塚線	34.83117	135.62678	3.4	12.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
306	北大樋町1号橋	西冠大塚線	34.82939	135.62694	3.8	12.3	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
307	6号橋	西冠大塚線	34.82894	135.62697	9.7	12.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
309	東和橋	深沢町101号線	34.83025	135.63314	6.5	8.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
310	大冠町6号橋	野田大塚線	34.83133	135.63558	7.2	11.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
311	東和町1号橋	東和町3号線	34.83156	135.63667	8.5	6.6	1	PC桁橋(その他)	通常	梯子等	3巡

## 点検対象橋梁リスト

橋梁ID	橋梁名	路線名	緯度	経度	橋長(m)	幅員(m)	径間数	上部構造	点検手法	近接手段	サイクル
314	大冠町9号橋	大冠辻子線	34.83131	135.63342	7.3	4.5	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
319	深沢町3号橋	野田大塚線	34.82786	135.63517	3.3	10.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
320	下田部橋側道橋	野田大塚線	34.82669	135.63503	3.2	10.6	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
327	大冠町7号橋	大冠町311号線	34.83133	135.63456	8.5	4.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
330	春日3号橋	春日町29号線	34.83764	135.62769	8.7	8.1	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
331	辻子1号橋	辻子117号線	34.83694	135.63356	4.9	5.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
337	無名橋	北大樋町34号線	34.82847	135.62589	7.0	6.2	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
339	上土室2号橋	上土室105号線	34.85258	135.58108	8.8	13.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
340	無名橋	上土室511号線	34.85114	135.57889	6.9	4.8	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
347	女瀬川10号橋	氷室町409号線	34.85194	135.58939	9.8	4.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
356	郡家新町3号橋	郡家新町14号線	34.85053	135.59858	2.4	6.8	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
361	妙見橋	郡家新町3号線	34.84919	135.59222	8.2	6.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
362	今井手橋	西国街道線	34.84839	135.59614	2.4	6.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
363	土室町5号橋	郡家茨木線	34.84928	135.58364	2.4	31.5	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
370	郡家新町10号橋	西国街道線	34.84917	135.60225	2.6	6.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
376	氷室町13号橋	西国街道線	34.84594	135.59078	4.5	4.4	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
377	女瀬川1号橋	西国街道線	34.84686	135.59381	18.4	6.8	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
378	女瀬川2号橋	氷室町123号線	34.84758	135.59319	15.0	6.0	1	プレテン中空床版	通常	梯子等	3巡
383	安間田橋	郡家新町45号線	34.84747	135.59972	2.3	5.8	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
384	無名橋	郡家新町65号線	34.8475	135.60178	2.3	5.7	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
385	郡家新町17号橋	郡家新町66号線	34.84747	135.60225	3.4	6.4	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
395	氷室川一号橋	宮田町325号線	34.84678	135.59367	8.5	10.1	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
397	宮田町2号橋	宮田町329号線	34.84619	135.59192	2.1	5.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
399	芥川橋	西国街道線	34.85106	135.6075	50.0	9.0	2	ポステン中空床版	支援	ドローン	3巡
400	殿町3号橋	西国街道線	34.85119	135.60797	5.2	4.5	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
404	川西町5号橋	川西町128号線	34.84789	135.60469	3.4	7.9	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
405	上田辺町1号橋	上田辺町3号線	34.85031	135.61561	14.9	5.5	1	プレテン床版	通常	高所車	3巡
417	津之江北町9号橋	津之江北町16号線	34.84253	135.60564	3.1	5.2	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
430	芥川歩道橋	芥川歩道橋線	34.84333	135.61147	57.2	4.5	2	PC桁橋(その他)	通常	梯子等	3巡
433	野田7号橋	野田東天川線	34.8525	135.63833	2.8	8.4	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
434	宮野町2号橋	宮野町3号線	34.8525	135.63592	2.2	7.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
435	野田5号橋	宮野町野田線	34.85322	135.64117	2.5	3.2	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
444	南松原町1号橋	千代田町3号線	34.8495	135.62994	2.2	5.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
445	天王町2号橋	南松原宮野町線	34.84847	135.63481	6.3	6.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
446	天王町1号橋	天王町19号線	34.85044	135.63483	3.9	5.9	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
452	野田12号橋	野田306号線	34.8495	135.63967	3.2	8.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
459	女瀬川2号橋	上本町9号線	34.84558	135.62756	4.9	4.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
463	野田20号橋	野田東天川線	34.84644	135.63869	4.8	9.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
468	一の橋	藤の里町11号線	34.84511	135.63122	3.5	5.9	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
469	二の橋	藤の里町12号線	34.84481	135.63122	3.6	6.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
470	三の橋	藤の里町13号線	34.8445	135.63122	3.5	7.7	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
472	五の橋	藤の里町20号線	34.84356	135.63142	3.9	7.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
473	六の橋	藤の里町21号線	34.84325	135.63142	4.4	6.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
474	七の橋	藤の里町22号線	34.84297	135.63139	4.6	6.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
475	八の橋	藤の里町23号線	34.84267	135.63139	4.7	7.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
477	新井路橋	大手八幡線	34.84053	135.62769	5.7	15.3	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
478	春日2号橋	中小路津之江線	34.83978	135.62769	5.9	12.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
482	東天川4号橋	野田大塚線	34.84133	135.63636	5.7	9.1	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
488	新堀橋2号橋	日向町32号線	34.84039	135.63472	9.1	5.2	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
491	上土室1号橋	上土室317号線	34.85353	135.58017	7.4	7.0	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
492	6の橋	宮田塚原線	34.85469	135.571	3.1	15.4	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
493	無名橋	奈佐原元町1号線	34.86525	135.58242	8.6	4.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
495	五領橋	大蔵司真上線	34.85917	135.60025	3.1	11.9	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
496	西真上橋1	大蔵司真上線	34.85881	135.60125	2.4	9.6	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
497	名神橋	名神南側道1号線	34.86042	135.60206	9.5	10.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
498	大蔵司3号橋	大蔵司103号線	34.85867	135.60028	3.3	2.5	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
502	西真上橋2	西真上215号線	34.85822	135.60058	2.6	9.7	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
503	大蔵司橋	宮之川原大蔵司線	34.85808	135.59742	49.5	17.3	2	ポステン桁(合成)	支援	ドローン	3巡

## 点検対象橋梁リスト

橋梁 ID	橋梁名	路線名	緯度	経度	橋長 (m)	幅員 (m)	径間 数	上部構造	点検 手法	近接 手段	サイ クル
274											
504	西真上橋	大蔵司真上線	34.85847	135.60225	7.5	7.8	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
505	西真上橋(歩道部)	大蔵司真上線	34.85842	135.60225	8.2	3.1	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
506	大井出橋	西真上106号線	34.85819	135.60228	9.0	6.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
508	氷室橋	女瀬川左岸5号線	34.85497	135.58733	9.7	4.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
511	郡家本町6号橋	郡家本町14号線	34.8535	135.59672	2.3	8.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
516	奈佐原橋	土室奈佐原線	34.861	135.58411	16.3	12.8	1	プレテント桁	通常	梯子等	3巡
520	古曾部跨道橋	日吉台芥川線	34.86675	135.61539	40.4	17.0	1	単純非合成鉄桁	通常	高所車	3巡
521	真上橋	大蔵司真上線	34.85814	135.60564	7.6	7.3	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
523	西真上橋	西真上105号線	34.85828	135.60558	7.5	3.4	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
526	古曾部町1号橋	古曾部町201号線	34.85842	135.62181	2.6	8.5	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
531	真上町1号橋	真上町305号線	34.85919	135.60878	2.1	4.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
534	安間田橋	安満磐手町1号線	34.86372	135.63194	22.7	3.0	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡
535	春日橋	安満磐手町2号線	34.86186	135.63331	25.0	4.7	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡
536	山手橋	山手町202号線	34.86167	135.63836	23.8	9.3	1	H型鋼(不明)	支援	ドローン	3巡
538	萩之庄1号橋	萩之庄201号線	34.86194	135.64675	4.5	3.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
539	梶原8号橋	梶原西線	34.86042	135.64686	5.1	4.7	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
540	安満東の町2号橋	安満東の町8号線	34.85744	135.63108	4.4	2.2	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
542	八丁畷町2号橋	八丁畷南線	34.85353	135.63069	3.5	10.5	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
548	野田4号橋	野田東天川線	34.85347	135.63836	5.8	8.3	1	RCT桁	通常	梯子等	3巡
549	宮野町1号橋	宮野町3号線	34.8535	135.63592	5.6	5.4	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
550	野田2号橋	宮野町野田線	34.8535	135.64114	3.9	5.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
552	野田橋	野田211号線	34.854	135.64222	21.0	3.6	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡
558	五領町1号橋	梶原東線	34.86261	135.65331	2.6	18.4	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
559	梶原5号橋	梶原304号線	34.86539	135.65336	2.3	4.0	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
560	梶原6号橋	梶原501号線	34.86442	135.652	2.4	2.3	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
569	五領橋	井尻道鶴線	34.86169	135.65489	25.8	6.9	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡
570	上牧町6号橋	井尻道鶴線	34.86153	135.65528	6.5	7.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
572	上牧町4号橋	上牧道鶴線	34.86192	135.65569	9.5	8.0	1	プレテント桁	通常	梯子等	3巡
573	上牧町3号橋	上牧町301号線	34.86225	135.65925	2.7	5.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
578	井尻1号橋	梶原道鶴線	34.86042	135.65192	5.0	6.0	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
579	無名橋	梶原道鶴線	34.86042	135.65194	5.0	2.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
586	上牧町8号橋	上牧町404号線	34.8605	135.65864	4.6	27.8	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
601	松が丘2号橋	松が丘210号線	34.87525	135.59842	2.2	10.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
606	安岡寺町6号橋	安岡寺町208号線	34.876	135.60322	2.3	8.8	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
607	塚脇橋	下の口日吉台線	34.87375	135.58944	43.5	14.0	1	ポステン箱桁	通常	梯子等	3巡
617	宮ヶ谷橋	宮之川原元町2号線	34.86956	135.59764	6.0	3.3	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
622	西之川原橋	西之川原101号線	34.86811	135.58997	41.1	10.5	1	その他(SRC橋)	通常	梯子等	3巡
625	宮之川原元町2号橋	宮之川原元町5号線	34.869	135.59928	6.6	4.5	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
627	西之川原2号橋	西之川原104号線	34.86764	135.59478	7.3	3.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
629	安岡寺町3号橋	安岡寺町440号線	34.87856	135.60803	2.9	14.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	3巡
630	塚脇2号橋	下の口日吉台線	34.87094	135.59233	7.0	21.8	1	プレテン中実床版	通常	梯子等	3巡
631	弥生橋	日吉台弥生が丘線	34.87597	135.62128	15.0	12.8	1	プレテン中空床版	通常	梯子等	3巡
632	琴堂橋	弥生が丘町1号線	34.87869	135.61958	17.6	13.0	1	プレテント桁	通常	梯子等	3巡
638	寺谷町2号橋	寺谷町6号線	34.87364	135.60794	2.9	2.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
639	旭橋	日吉台712号線	34.87261	135.62272	16.8	8.1	1	プレテン中空床版	通常	梯子等	3巡
641	墓西橋	日吉台614号線	34.87161	135.62503	23.0	2.4	1	H型鋼(不明)	通常	梯子等	3巡
643	弥生橋	美しが丘205号線	34.86703	135.61953	17.7	4.4	1	プレテン中空床版	通常	高所車	3巡
649	山永橋	日吉台618号線	34.86953	135.62575	24.0	8.0	1	プレテン中空床版	通常	梯子等	3巡
660	梶原1号橋	神内上牧線	34.86997	135.65739	2.3	6.9	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
661	上牧南駅前町1号橋	上牧南駅前町1号線	34.87236	135.66256	9.3	4.7	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
673	上牧新橋	淀の原上牧線	34.86739	135.66239	9.5	6.6	1	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
686	上牧南駅前町4号橋	神内上牧線	34.86883	135.66039	2.3	4.5	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	3巡
696	大森橋	原東条下条線	34.89361	135.60158	37.9	4.8	3	I桁(不明)	通常	梯子等	3巡
697	大字原16号橋	原東条下条線	34.8885	135.59589	4.1	4.6	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
699	千原橋	原中村下条線	34.89069	135.60008	31.8	4.8	2	プレテント桁	通常	梯子等	3巡
702	下条橋	原東条下条線	34.88636	135.59475	26.0	5.8	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡
704	田中条橋	原26号線	34.887	135.59714	31.6	2.5	2	プレテント桁	通常	梯子等	3巡
705	撰津峡大橋	原30号線	34.88447	135.59311	22.7	4.5	1	ポステント桁	通常	梯子等	3巡

## 点検対象橋梁リスト

橋梁 ID 274	橋梁名	路線名	緯度	経度	橋長 (m)	幅員 (m)	径間 数	上部構造	点検 手法	近接 手段	サイ クル
706	安岡寺町2号橋	安岡寺町401号線	34.88033	135.60322	3.1	10.8	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
714	タイガース橋	原中村下条線	34.89897	135.60122	4.4	3.7	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
715	雲溪橋	原中村下条線	34.8965	135.60006	9.5	5.1	1	RCT桁	通常	梯子等	3巡
717	栗削橋	原9号線	34.89567	135.60069	21.8	2.6	1	ポスメント桁	通常	梯子等	3巡
734	大字出灰1号橋	樫田2号線	34.94344	135.61119	2.4	4.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
735	桜木橋	樫田2号線	34.94653	135.61339	16.0	4.7	2	プレテン床版	通常	梯子等	3巡
736	大字出灰2号橋	樫田2号線	34.94142	135.61075	3.1	3.9	1	RC 中実床版	通常	梯子等	3巡
741	大字田能5号橋	樫田3号線	34.95533	135.59058	6.2	6.3	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
744	大字中畑2号橋	樫田2号線	34.95778	135.61056	6.0	4.2	1	RC 中実床版	基本	梯子等	3巡
745	大字中畑3号橋	樫田2号線	34.95375	135.61128	6.1	4.4	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
753	萩之庄3号橋	萩之庄201号線	34.86144	135.64522	3.9	3.0	1	RC床版橋(その他)	通常	梯子等	3巡
757	雲溪川橋	原36号線	34.8985	135.59758	24.0	4.0	1	H型鋼(不明)	支援	ドローン	3巡
759	正恩寺橋	南平台503号線	34.86467	135.59253	40.8	3.2	2	プレテン桁	通常	梯子等	3巡
763	天王谷跨道橋	真上町644号線	34.86419	135.60964	40.5	2.5	1	単純合成鉄桁	通常	高所車	3巡
781	大塚町15号橋	大塚町419号線	34.81936	135.63147	2.5	6.6	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
782	大塚町16号橋	竹の内町51号線	34.82197	135.62983	3.4	4.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
783	芝生町21号橋	芝生町325号線	34.82675	135.606	7.0	11.6	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	2巡
784	北大樋町10号橋	北大樋町39号線	34.82864	135.62628	5.1	4.0	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
785	大冠町10号橋	辻子126号線	34.83658	135.63486	9.1	2.4	2	H型鋼(不明)	通常	梯子等	2巡
786	深沢本町10号橋	深沢本町26号線	34.82811	135.63597	2.6	9.2	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
787	辻子12号橋	辻子348号線	34.83011	135.62914	4.6	10.0	1	RC 中実床版	基本	梯子等	2巡
788	津之江北町11号橋	津之江北町57号線	34.84206	135.60561	2.3	6.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
789	宮野町4号橋	宮野町40号線	34.85253	135.63486	4.4	9.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
790	浦堂1号橋	名神北側道3号線	34.86075	135.60147	8.7	11.5	1	プレテン床版	通常	梯子等	2巡
791	西真上5号橋	西真上127号線	34.85522	135.60733	7.1	5.5	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
792	萩之庄10号橋	萩之庄311号線	34.86008	135.64564	3.3	6.7	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
793	萩之庄11号橋	萩之庄311号線	34.86022	135.64683	4.4	12.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
794	安岡寺町17号橋	安岡寺町602号線	34.88003	135.60794	3.0	7.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	2巡
795	浦堂本町2号橋	浦堂本町10号線	34.86867	135.60572	3.2	8.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	基本	梯子等	2巡
796	梶原2号橋	梶原201号線	34.86733	135.65009	5.0	47.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
797	安岡寺町18号橋	安岡寺町603号線	34.88064	135.60753	2.3	9.0	1	RC溝橋(BOXカルバート)	通常	梯子等	2巡
798	上土室6丁目無名橋	上土室601号線	34.84903	135.57694	5.6	5.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	2巡
800	牧田橋	牧田町14号線	34.8205	135.60314	14.8	11.3	1	プレテン桁	通常	梯子等	2巡
804	芝生町24号橋	芝生町158号線	34.82353	135.61348	3.1	8.4	1	RC 中実床版	通常	梯子等	1巡
805	番田2号橋	番田102号線	34.81717	135.62481	4.3	8.1	1	RC 中実床版	通常	梯子等	1巡
806	下田部町10号橋	下田部町218号線	34.83187	135.61939	2.7	7.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	1巡
807	辻子15号橋	辻子201号線	34.83389	135.63201	2.0	5.7	1	RC 中実床版	通常	梯子等	1巡
808	女瀬川側道橋	名神南側道4号線	34.85376	135.58766	14.4	6.0	1	プレテン桁	支援	ドローン	1巡
809	一乗寺川側道橋	名神北側道6号線	34.86893	135.64953	14.9	6.0	1	RC 中空床版	支援	ドローン	1巡
810	安岡寺町19号橋	安岡寺町147号線	34.87337	135.60234	2.1	4.3	1	RC 中実床版	通常	梯子等	1巡
811	成合6号橋	成合9号線	34.87733	135.62553	8.4	6.7	1	I桁(非合成)	通常	梯子等	1巡
999	奈佐原公園歩道橋	土室奈佐原線	34.861065	135.583269	14.8	4.0	1	プレテン桁	通常	高所車	1巡

※ 点検手法の種別については、以下のとおり

通常：通常定期点検

基本：基本定期点検

支援：点検支援技術活用定期点検

# 高槻市道路橋定期点検要領

令和8年4月



都市創造部 道路課

## 本要領の位置づけ

高槻市道路橋定期点検要領（以下「本要領」という。）は、高槻市が管理する道路法の道路における橋長2.0m以上の橋（以下「道路橋」という。）に対して、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づき五年に一回の頻度で行うことを基本とする点検について、参照する点検要領や点検項目、損傷の種類、点検方法、損傷の評価方法、健全性の診断方法等を記したものである。

なお、本要領の使用に際しては、道路または道路橋の重要度や規模、社会的影響等を鑑みた上で、担当職員と協議の上で適切に使用されたい。

平成29年3月

（令和3年4月 一部改訂）

（令和8年4月 一部改訂）

# 高槻市道路橋定期点検要領

## 目 次

1. 点検要領	1
1.1 点検要領	1
1.2 点検項目及び損傷の種類	5
2. 点検方法	11
3. 損傷の評価と診断	13
3.1 損傷程度の評価	13
3.2 措置区分の設定	14
3.3 健全性の診断	28
4. 定期点検結果等の記録	29
4.1 国（道路メンテナンス会議）に提出する点検表記録様式	29
4.2 高槻市道路橋定期用点検記録様式	31
4.3 橋梁台帳の更新	35
4.4 高槻市道路施設台帳システム登録用データ作成と入力	36
5. 基本定期点検	37
5.1 目的と位置づけ	37
5.2 対象橋梁	37
5.3 点検方法	37
5.4 健全性の診断	37
5.5 点検結果等の記録	38

# 1. 点検要領

## 1.1 点検要領

本市の橋梁点検は、「道路橋定期点検要領(技術的助言) 令和6年3月 国土交通省道路局」及び「道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準) 令和6年3月 国土交通省道路局」(以下、「技術的助言」という。)並びに技術的助言に基づき作成した「高槻市道路橋定期点検要領」を用いて実施する。技術的助言の主な部分を以下に抜粋掲載する。

### 本要領の位置付け

技術的助言は、地方自治法第245条の4第1項又は道路整備特別措置法第48条第1項に基づき、国が定める法令の目的を達成するために必要な最小限度のものとして、地方公共団体等に対して、事務の運営その他の事項について国が適切と認めるものを示すものです。

本要領は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の実施に関して、このような技術的助言の趣旨に則って、定期点検の目的を達成する上で道路管理者が最低限実施することが望ましいと考えられる事項を示すとともに、それらの実施にあたって参考とできる事項を解説として付記したものです。

### 1. 適用範囲

本要領は、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下、「道路橋」という)の定期点検に適用する。

### 2. 定期点検の頻度

点検間隔は5年に1回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討すること。

### 3. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

#### 4. 状態の把握

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる道路橋の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手すること。このとき、定期点検時点における耐荷性能、耐久性能、その他の使用目的との適合性の充足に関する評価に必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集すること。

#### 5. 健全性の診断の区分の決定

(1) 法定点検を行った場合、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、表-5.1に掲げる「健全性の診断の区分」のいずれに該当させるのかを決定しなければならない。

表-5.1 健全性の診断の区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(2) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、道路橋を取り巻く状況も勘案して、道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。

(3) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。

(4) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書 H29 年）」に規定する、上部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるかと推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

## 6. 記録

(1) 定期点検の結果は、供用中の被災時の対応を含む適切な維持管理を行う上で必要と考えられる以下の情報を基本として、活用可能な形で記録しておくこと。

- ・ 橋梁名
- ・ 路線名
- ・ 所在地
- ・ 設置位置（緯度経度）
- ・ 施設 I D
- ・ 管理者名
- ・ 路下条件
- ・ 代替路の有無
- ・ 道路の種類（自動車専用道路か一般道かの別）
- ・ 緊急輸送道路
- ・ 占有物件
- ・ 橋梁諸元（架設年度、橋長、幅員、橋梁形式）
- ・ 告示に基づく健全性の診断の区分
- ・ 定期点検実施年月日（状態把握を行った末日）
- ・ 定期点検者（定期点検を行う知識と技能を有する者）

(2) 想定する状況に対する上部構造、下部構造及び上下部接続部などの構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などを含む、5. で検討した措置に関する内容について技術的観点からの見解を記録しておくことが望ましい。

前記の「技術的助言」にある記録様式のみでは、点検時点での状態に関する情報量が少なく、今後の補修方法の検討に必要な詳細な損傷箇所やその程度が分かりにくい。

そこで、本要領では、直轄橋梁の定期点検で使用される「橋梁定期点検要領；令和6年7月；国土交通省道路局国道・技術課」に記載のある部位・部材に応じた損傷の種類に対して状態の把握を行い、それを技術的な評価の根拠として、健全性を診断することとする。

本要領を使用する定期点検の標準的なフローは、図. 1 に示すとおりとする。

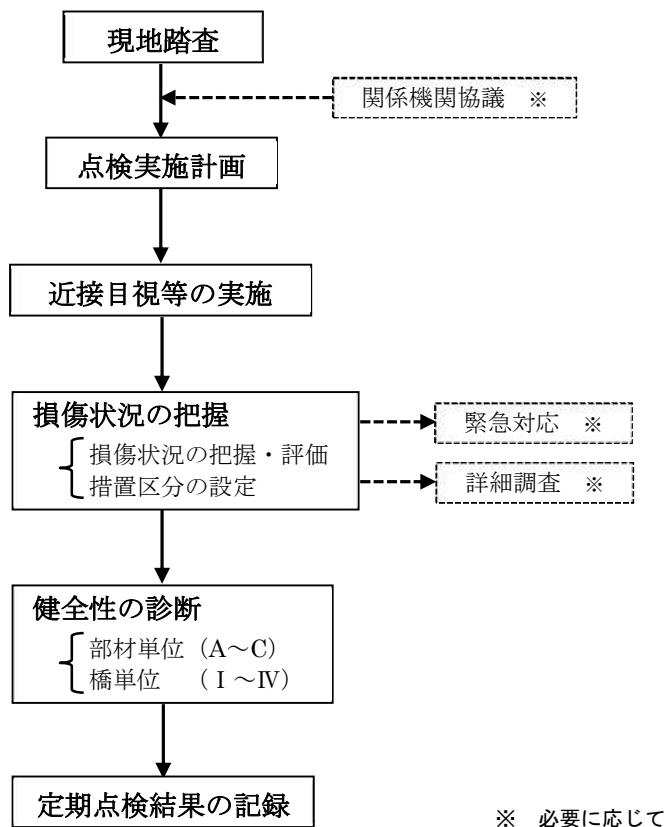


図.1 高槻市道路橋定期点検要領における定期点検フロー

## 1.2 点検部位及び損傷の種類

点検における部位および損傷の種類は「技術的助言」における部材種別と変状の種類のを基本とし、「橋梁定期点検要領；令和6年7月；国土交通省道路局国道・技術課」を参考に設定する。

部材種別の例		近接しての目視、打音、触診等を行う場合に、把握しておくのがよい変状の種類		
		鋼	コンクリート	その他
上部構造	主桁・主構	腐食	ひびわれ	軸線の異常
	横桁	亀裂	床版ひびわれ	
	縦桁	破断	その他	
	床版	防食機能の劣化		
	その他			
下部構造	橋脚	ボルトの緩み・脱落 その他	ひびわれ その他	
	橋台			
	基礎		洗掘 沈下・移動・傾斜 設計地盤面に対応する地盤面の変状	
	その他			
上下部 接続部	支承部			支承の機能障害
その他				

「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）；令和6年3月；国土交通省道路局」より抜粋

「橋梁定期点検要領；令和6年7月；国土交通省道路局国道・技術課」における点検部位と損傷の種類を次頁に示す。

表-4. 1. 1 対象とする損傷の種類標準

部位・部材区分		対象とする項目(損傷の種類)			
		鋼	コンクリート	その他	
主桁・床版・主構・斜材等	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち	—	
	主桁ゲルバー部	④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ		
	横桁	⑬遊間の異常 ⑯定着部の異常 ⑳漏水・滞水	⑫うき ⑬遊間の異常 ⑯定着部の異常		
	縦桁	⑰異常な音・振動 ⑱異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
	床版				
	対傾構				
	横構	上横構			
		下横構			
	主構トラス	上・下弦材			
		斜材、垂直材			
		橋門構			
		格点			
		斜材、垂直材のコンクリート埋込部			
	アーチ	アーチリブ		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑯定着部の異常 ⑰変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	
		補剛桁			
		吊り材			
		支柱			
		橋門構			
	ラーメン	格点			
		吊り材等のコンクリート埋込部			
斜張橋	主構(桁)				
	主構(脚)				
	斜材				
	塔柱				
外ケーブル	塔部水平材				
	塔部斜材				
PC定着部	①腐食 ⑤防食機能の劣化 ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑯定着部の異常 ⑰変色・劣化 ㉓変形・欠損	—		
その他					

部位・部材区分		対象とする項目(損傷の種類)			
		鋼	コンクリート	その他	
橋脚・橋台・基礎等	橋脚	柱部・壁部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化	—
		梁部	④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑯漏水・滞水	⑮異常な音・振動 ⑰異常なたわみ ⑱変形・欠損	
		隅角部・接合部	②①異常な音・振動 ②②異常なたわみ ②③変形・欠損	②①異常な音・振動 ②②異常なたわみ ②③変形・欠損	
	橋台	胸壁	—	—	—
		縦壁			
	翼壁	—	—	—	
	基礎	①腐食 ②亀裂 ⑤防食機能の劣化 ⑲沈下・移動・傾斜 ⑳洗掘	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑲沈下・移動・傾斜 ⑳洗掘	—	
周辺地盤	—	—	⑲沈下・移動・傾斜		
その他	—	—	—		
支承部	支承本体	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑲漏水・滞水 ⑲①異常な音・振動 ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り ⑲⑤沈下・移動・傾斜	—	④破断 ⑬遊間の異常 ⑯支承部の機能障害 ⑲変色・劣化 ⑲①漏水・滞水 ⑲①異常な音・振動 ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	
		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑯支承部の機能障害 ⑲変形・欠損	—	—	
	沓座モルタル	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき ⑯支承部の機能障害 ⑲漏水・滞水 ⑲③変形・欠損	—	
	台座コンクリート	—	—	—	
	その他	—	—	—	
落橋防止システム	落橋防止構造	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑲①異常な音・振動 ⑲②異常なたわみ ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑲変色・劣化 ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	④破断 ⑬遊間の異常 ⑲変色・劣化 ⑲①異常な音・振動 ⑲②異常なたわみ ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	
		①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑲①異常な音・振動 ⑲②異常なたわみ ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑲変色・劣化 ⑲③変形・欠損 ⑲④土砂詰り	—	
	その他	—	—	—	

部位・部材区分		対象とする項目(損傷の種類)		
		鋼	コンクリート	その他
路上	高欄	①腐食 ②亀裂	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出	—
	防護柵	③ゆるみ・脱落 ④破断	⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷	
	地覆	⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑫うき ⑰変色・劣化	
	中央分離帯	⑫変形・欠損	⑫変形・欠損	
	伸縮装置 (後打ちコンクリートを含む。)	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑯漏水・滞水 ⑰異常な音・振動 ⑲変形・欠損 ⑳土砂詰まり	⑥ひびわれ ⑫うき ⑰異常な音・振動 ⑲変形・欠損	⑬遊間の異常 ⑭路面の凹凸 ⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ⑰異常な音・振動 ⑲変形・欠損 ⑳土砂詰まり
	遮音施設 照明施設 標識施設	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑰変色・劣化 ⑲変形・欠損	—	③ゆるみ・脱落 ⑰変色・劣化 ⑲変形・欠損
	縁石	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑰変色・劣化 ⑲変形・欠損	—
舗装 (橋台背面アプローチ部を含む。)	—	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ⑳土砂詰まり	⑭路面の凹凸 ⑮舗装の異常 ⑳土砂詰まり	
排水施設	排水ます	①腐食 ④破断 ⑤防食機能の劣化	—	④破断 ⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ⑲変形・欠損 ⑳土砂詰まり
	排水管	⑰変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ⑲変形・欠損 ⑳土砂詰まり		
	その他			
点検施設	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断	—	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断	
添架物	⑤防食機能の劣化 ⑰異常な音・振動 ⑱異常なたわみ ⑲変形・欠損		⑤防食機能の劣化 ⑰異常な音・振動 ⑱異常なたわみ ⑲変形・欠損	
袖擁壁	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑰変色・劣化 ⑲変形・欠損 ⑳沈下・移動・傾斜	—	
その他				

部位・部材区分		対象とする項目(損傷の種類)		
		鋼	コンクリート	その他
溝橋(ボックスカルバート)	頂版	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬変色・劣化 ⑭漏水・滞水 ⑮異常な音・振動 ⑯異常なたわみ ⑰変形・欠損	—
	側壁		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬変色・劣化 ⑭漏水・滞水 ⑮異常な音・振動 ⑯異常なたわみ ⑰変形・欠損	㉕沈下・移動・傾斜 <sup>注1)</sup>
	底板			
	隔壁			
	翼壁			
	断面方向連結部 (プレキャスト)	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑭定着部の異常 ⑮変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ⑰異常な音・振動 ⑱変形・欠損 ⑲土砂詰まり	③ゆるみ・脱落 ⑬遊間の異常 ⑯定着部の異常 ⑰変色・劣化 ⑲漏水・滞水 ⑳変形・欠損 ㉑土砂詰まり
縦断方向連結部 (プレキャスト)	⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑭漏水・滞水 ⑮異常な音・振動 ⑱変形・欠損 ⑲土砂詰まり	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑭定着部の異常 ⑮変色・劣化 ⑯漏水・滞水 ⑰異常な音・振動 ⑱異常なたわみ ⑲変形・欠損		
目地部				
全体または周辺地盤		—	—	㉕沈下・移動・傾斜 <sup>注2)</sup>
その他	路上 その他	— —	— —	⑮舗装の異常

部位・部材区分		対象とする項目(損傷の種類)		
		鋼	コンクリート	その他
溝橋(ボックスカルバート) ※活荷重による影響が小さい 剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの	頂版	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ	—
	側壁		⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰	㉕沈下・移動・傾斜 <sup>注1)</sup>
	底板			
	隔壁			
翼壁				
全体または周辺地盤		—	—	㉕沈下・移動・傾斜 <sup>注2)</sup>
その他	路上 その他	— —	— —	⑮舗装の異常

注1) 不同沈下を含むものとする  
注2) 溝橋における㉕は不同沈下及び吸い出しを含むものとする

部位・部材区分			対象とする項目(損傷の種類)		
			鋼	コンクリート	その他
H形鋼桁橋 ※熱間圧延で製造された形鋼で、現場溶接継手やボルト継手がないもの	上部構造	主桁	①腐食	⑪床版ひびわれ	—
		床版			
	支承部	支承本体	⑯支承部の機能障害	⑯支承部の機能障害	—
	その他				

部位・部材区分			対象とする項目(損傷の種類)		
			鋼	コンクリート	その他
RC床版橋 ※単純橋で充実断面を有するもの	上部構造	主桁	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき	—
		支承部	支承本体	⑯支承部の機能障害	⑯支承部の機能障害
		その他			

※ ⑰その他については、上表記載を省略している。

以上より、本要領における「点検部位・部材区分」と「損傷の種類」は下記を標準とする。

表.1 高槻市道路橋定期点検における部位・部材区分と損傷の種類

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）																											
		鋼部材					コンクリート部材						その他					共通											
		1 腐食	2 亀裂	3 ゆるみ・脱落	4 破断	5 防食機能の劣化	6 ひびわれ	7 剥離・鉄筋露出	8 漏水・遊離石灰	9 抜け落ち	11 床版ひびわれ	12 うき	13 遊間の異常	14 路面の凹凸	15 舗装の異常	16 支承部の機能障害	17 その他（不占・落書・フン害等）	10 補修・補強材の損傷	18 定着部の異常	19 変色・劣化	20 漏水・滞水	21 異常な音・振動	22 異常なたわみ	23 変形・欠損	24 土砂詰まり	25 沈下・移動・傾斜	26 洗掘		
上部構造	主桁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○						
	横桁	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○	○	○	○	○						
	縦桁	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○	○	○	○	○						
	床版	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○						
	対傾構	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○						
	横構	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○						
下部構造	PC定着部	○				○	○	○		○								○	○				○						
	頂版						○	○	○	○								○	○	○	○	○	○						
	橋脚	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○	○	○	○	○						
	橋台						○	○	○		○							○	○	○	○	○	○						
	側壁・隔壁						○	○	○		○							○	○	○	○	○	○						
	基礎	○	○			○	○	○											○	○	○	○	○				○	○	
上下部 接続部	支承部	底版					○	○	○		○							○	○	○	○	○	○				○	○	
		周辺地盤						○	○	○		○							○	○	○	○	○				○	○	
		支承本体	○	○	○	○	○						○			○			○	○	○	○	○			○	○		
		アンカーボルト	○	○	○	○	○													○	○	○	○	○			○	○	
その他 (フェールセーフ)	落下防止システム	沓座モルタル					○	○				○								○	○	○	○						
		台座コンクリート						○	○				○							○	○	○	○						
その他	路上	横変位拘束構造	○	○	○	○	○	○	○			○	○						○	○	○	○	○						
		伸縮装置	○	○	○	○	○	○				○	○	○						○	○	○	○	○					
		高欄	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○				○					
		防護柵	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○				○					
		地覆	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○				○					
		中央分離帯	○	○	○	○	○	○	○			○							○	○				○					
		遮音施設	○	○	○	○	○													○	○			○					
		照明施設	○	○	○	○	○													○	○			○					
	標識施設	○	○	○	○	○													○	○			○						
	排水施設	縁石						○	○	○		○								○	○			○					
		舗装											○	○													○		
		排水柵	○				○	○												○	○			○	○				
		排水管	○				○	○												○	○			○	○				
点検施設		○	○	○	○	○																	○	○	○				
その他	添加物	○	○	○	○	○																○	○	○					
	袖擁壁・翼壁						○	○	○		○								○	○			○	○			○		
	その他																○												

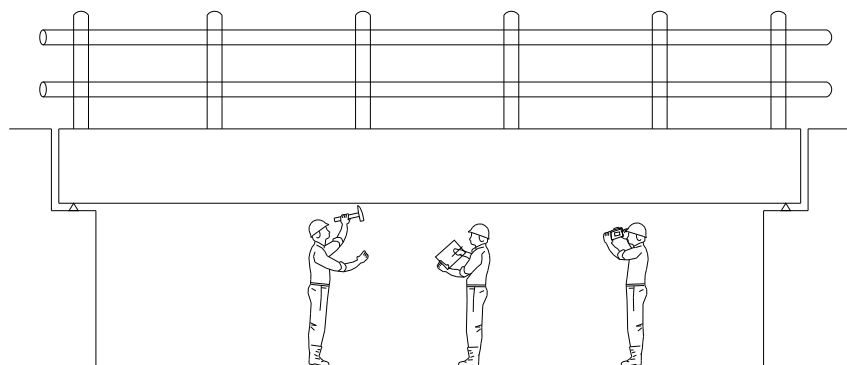
## 2. 点検方法

点検は近接目視にて行い、部材番号図に変状の種類や程度を記録し、該当箇所の写真を撮影するとともに、個々の損傷に措置区分を設定した上で、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。なお、点検時にうき・剥離等があった場合は、橋梁利用者及び第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施するものとする。

各橋梁の点検方法については、現地踏査の結果、架橋位置の点検条件に合致した方法を採用する。

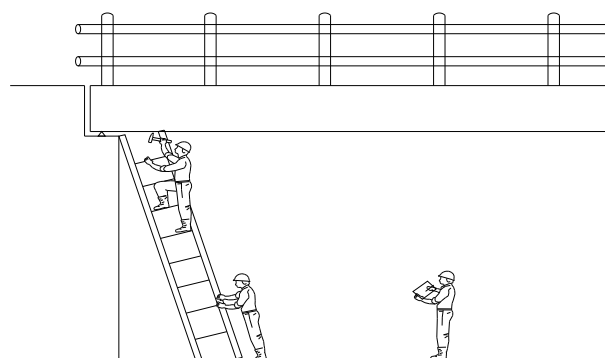
### (1) 地上からの点検

地上から桁下の状況が十分に把握できる場合は地上から直接点検作業を実施する。



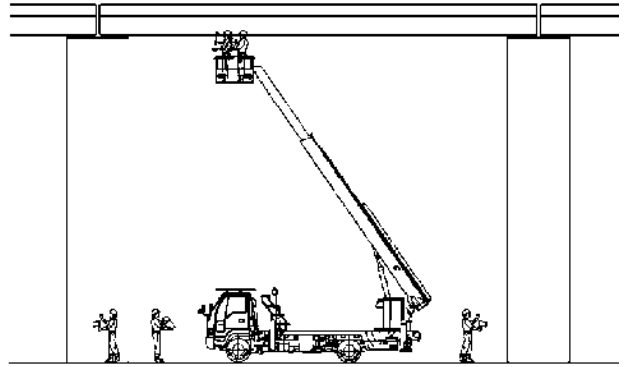
### (2) 梯子による点検

地上から直接点検が困難な場合は梯子を用いて点検を実施する。点検作業では、梯子には点検員 1 名のみが上がることとし、補助員により地上で梯子を安定させて点検作業を実施する。



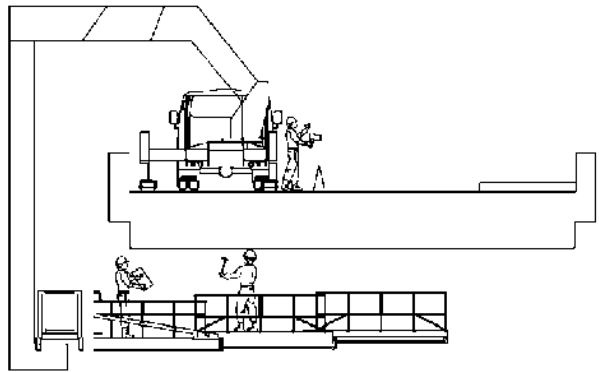
### (3) リフト車による点検

地上からの直接点検または梯子による点検が困難かつ、桁下に点検車両が進入できる場合には、リフト車（高所作業車）を用いて点検を実施する。リフト車を設置する箇所には一般交通が存在する場合は、交通誘導員を配置してする。



### (4) 橋梁点検車による点検

地上からの直接点検または梯子による点検が困難かつ、桁下に点検車両が進入できない場合は、橋面の道路使用が可能な場合に限り橋梁点検車を用いて点検を実施する。橋梁点検車を設置する箇所には一般交通が存在する場合は、交通誘導員を配置して点検を実施する。



### (5) その他の方法による点検

上記(1)～(4)の方法が困難な場合はポールカメラ、ドローン、その他新技術による手法を用いるなどして、損傷状況の確認を行う。



### 3. 損傷の評価と診断

#### 3.1 損傷程度の評価

損傷の程度については、「橋梁定期点検要領；令和6年7月；国土交通省道路局国道・技術課」の付録-3「損傷程度の評価要領」に基づき、損傷箇所毎に評価する。

表.2 損傷程度の評価区分の考え方

	損傷の種類	損傷程度の評価区分の考え方
鋼部材の 損傷	① 腐食	損傷深さと損傷面積の大小で評価
	② 亀裂	亀裂や塗膜割れの有無や亀裂長さで評価
	③ ゆるみ・脱落	ボルト類のゆるみ・脱落の数の一群当たりの比率で評価
	④ 破断	破断の有無のみで評価
	⑤ 防食機能の劣化	防食機能の変色、うき、剥離、点錆の状況で評価
コンクリ ート部材 の損傷	⑥ ひびわれ	最大ひびわれ幅と最小ひびわれ間隔の大小で評価
	⑦ 剥離・鉄筋露出	鉄筋露出の有無と露出鉄筋の腐食状況で評価
	⑧ 漏水・遊離石灰	遊離石灰の有無や程度と錆汁や泥の混入の有無で評価
	⑨ 抜け落ち	コンクリート床版の抜け落ちの有無のみで評価
	⑩ 床版ひびわれ	ひびわれ方向とひびわれ幅、ひびわれ間隔、漏水・遊離石灰の有無で評価
	⑫ うき	コンクリート部材のうきの有無のみで評価
その他の 損傷	⑬ 遊間の異常	遊間異常の程度で評価
	⑭ 路面の凹凸	橋軸方向の路面の段差（20mmが閾値）で評価
	⑮ 舗装の異常	舗装ひびわれ幅や土砂化、過度のたわみの有無で評価
	⑯ 支承部の機能障害	支承部の機能障害の有無のみで評価
	⑰ その他	不法占用、落書き、フン害、目地材のずれや脱落、火災による損傷等の有無で評価
共通の損 傷	⑩ 補修・補強材の損傷	補修・補強材の損傷程度で評価
	⑱ 定着部の異常	P C定着部のコンクリートやケーブル定着部の損傷の有無で評価
	⑲ 変色・劣化	変色・劣化の有無のみで評価
	⑳ 漏水・滞水	伸縮や排水装置等からの漏水・滞水の有無のみで評価
	㉑ 異常な音・振動	橋梁部材からの異常な音や振動、揺れの有無のみで評価
	㉒ 異常なたわみ	死荷重状態における異常なたわみの有無のみで評価
	㉓ 変形・欠損	変形や欠損の程度で評価
	㉔ 土砂詰まり	排水装置や支承周辺、舗装路肩の土砂詰まりの有無のみで評価
	㉕ 沈下・移動・傾斜	下部工や支承の沈下、移動、傾斜の有無のみで評価
	㉖ 洗掘	基礎周辺の洗掘の程度で評価

### 3.2 措置区分の設定

損傷程度の評価結果からその損傷に対する措置区分（Ⅰ～Ⅳ）の設定を行う。措置区分の設定については、「高槻市道路橋定期点検における損傷程度の評価と措置区分（案）」を用いることを基本とする。これらの資料は、告示に基づく健全性の診断区分の技術的評価の根拠資料および今後の補修方針の決定の基礎資料とする。

個々の部材の損傷に対する措置区分の設定は、以下のとおり「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準） 令和6年3月 国土交通省道路局」表-5.1 健全性の診断の区分を準用するものとする。

表.3 措置区分

区分		定義
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

高槻市道路橋定期点検における損傷程度の評価と措置区分（案）を次項に示す。

## 高槻市道路橋定期点検における損傷程度の評価と措置区分（案）

### ① 腐食

損傷程度の 評価区分	一般的状況		措置区分
	損傷の深さ	損傷の面積	
a	損傷なし		I
b	小	小	I
c	小	大	II
d	大	小	II or III
e	大	大	III or IV

#### a) 損傷の深さ

区分	一般的状況
大	鋼材表面に著しい膨張が生じている、又は明らかな板厚減少等が視認できる。
小	錆は表面的であり、著しい板厚減少等は視認できない。

注) 錆の状態（層状、孔食など）にかかわらず、板厚減少等の有無によって評価する。

#### b) 損傷の面積

区分	一般的状況
大	着目部分の全体に錆が生じている、又は着目部分に広がりのある発錆箇所が複数ある。
小	損傷箇所の面積が小さく局部的である。

注：全体とは、評価単位である当該要素全体をいう。

例：主桁の場合、端部から第一横構まで等。格点の場合、当該格点。

なお、大小の区分の閾値の目安は、50%である。

### ② 亀裂

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認できる。亀裂が生じているものの、線状でないか、線状であってもその長さが極めて短く、更に数が少ない場合。	II or III
d	-	
e	線状の亀裂が生じている、又は直下に亀裂が生じている疑いを否定できない塗膜われが生じている。	III or IV (III or IV)

注1：塗膜われとは、鋼材の亀裂が疑わしいものをいう。

2：長さが極めて短いとは、3mm未満を一つの判断材料とする。

### ③ゆるみ・脱落

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	ボルトにゆるみや脱落が生じており、その数が少ない。 (一群あたり本数の5%未満である。)	II
d	-	
e	ボルトにゆるみや脱落が生じており、その数が多い。 (一群あたり本数の5%以上である。)	III or IV

注1: 一群とは、例えば、主桁の連結部においては、下フランジの連結板、ウェブの連結板、上フランジの連結板のそれぞれをいう。

注2: 格点等、一群あたりのボルトの本数が20本未満の場合は、1本でも該当すれば、「e」と評価する。

### ④破断

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	破断している。	III or IV

### ⑤防食機能の劣化

#### 分類1: 塗装

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	最外層の防食塗膜に変色が生じたり、局所的なうきが 生じている。	I
d	部分的に防食塗膜が剥離し、下塗りが露出している。	I
e	防食塗膜の劣化範囲が広く、点錆が発生している。	I or II

注: 劣化範囲が広いとは、評価単位の要素の大半を占める場合をいう。(以下同じ。)

分類2: めっき, 金属溶射

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	局所的に防食皮膜が劣化し, 点錆が発生している。	I
d	-	
e	防食皮膜の劣化範囲が広く, 点錆が発生している。	I or II

注: 白錆や“やけ”は、直ちに耐食性に影響を及ぼすものではないため、損傷とは扱わない。  
ただし、その状況は損傷図に記録する。

分類3: 耐候性鋼材

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし (保護性錆は粒子が細かく, 一様に分布, 黒褐色を呈す。) (保護性錆の形成過程では, 黄色, 赤色, 褐色を呈す。)	I
b	損傷なし。ただし, 保護性錆は生成されていない状態である。	I
c	錆の大きさは1~5mm程度で粗い。	I
d	錆の大きさは5~25mm程度のうろこ状である。	I or II
e	錆の層状剥離がある。	I or II

⑥ひびわれ

損傷程度の 評価区分	最大ひびわれ幅に着目した程度	最小ひびわれ間隔に着目した程度	措置区分
a	損傷なし		I
b	小	小	I
c	小	大	I
	中	小	
d	中	大	I or II
	大	小	
e	大	大	II

a) 最大ひびわれ幅に着目した程度

程度	一般的状況
大	ひびわれ幅が大きい（RC構造物0.3mm以上，PC構造物0.2mm以上）。
中	ひびわれ幅が中位（RC構造物0.2mm以上0.3mm未満，PC構造物0.1mm以上0.2mm未満）
小	ひびわれ幅が小さい（RC構造物0.2mm未満，PC構造物0.1mm未満）。

注：PC橋の横締め部後打ちコンクリート等，当該構造自体はRC構造であっても，部材全体としてはPC構造である部材は，PC構造物として扱う。

b) 最小ひびわれ間隔に着目した程度

程度	一般的状況
大	ひびわれ間隔が小さい（最小ひびわれ間隔が概ね0.5m未満）。
小	ひびわれ間隔が大きい（最小ひびわれ間隔が概ね0.5m以上）。

⑦剥離・鉄筋露出

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	剥離のみが生じている。	I
d	鉄筋が露出しており、鉄筋の腐食は軽微である。	I or II
e	鉄筋が露出しており、鉄筋が著しく腐食又は破断している。	II or III (III or IV)

注：( )内は橋体の耐荷力の低下が懸念される場合を示す。

⑧漏水・遊離石灰

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	ひびわれから漏水が生じている。 錆汁や遊離石灰はほとんど見られない。	I
d	ひびわれから遊離石灰が生じている。 錆汁はほとんど見られない。	II
e	ひびわれから著しい漏水や遊離石灰(例えば、つらら 状)が生じている,又は漏水に著しい泥や錆汁の混入 が認められる。	II or III

注: 打継目や目地部から生じる漏水・遊離石灰についても、ひびわれと同様の扱いとする。

⑨抜け落ち

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	コンクリート塊の抜け落ちがある。	III or IV

⑪床版ひびわれ

損傷程度の 評価区分	1方向ひびわれ		2方向ひびわれ		措置区分
	ひびわれ	漏水・遊離石灰	ひびわれ	漏水・遊離石灰	
a	損傷なし	なし			I
b	・ひびわれは主として1方向のみ ・最小ひびわれ間隔は概ね1m以上 ・最大ひびわれ幅は0.05mm以下 (ヘアークラック程度)	なし			I
c	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.1mm以下が主 (一部には0.1mm以上も存在)	なし	【漏水・遊離石灰:なし】 ・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.5m程度以上 ・ひびわれ幅は0.1mm以下が主 (一部には0.1mm以上も存在)	なし	I
d	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・最大ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	なし	【漏水・遊離石灰:なし】 ・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.5~0.2m ・ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	なし	II
	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・最大ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	あり	【漏水・遊離石灰:あり】 ・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以下が主 (一部には0.2mm以上も存在)	あり	
e	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる	なし	【漏水・遊離石灰:なし】 ・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは0.2m以下 ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる	なし	III or IV
	・ひびわれは主として1方向のみ ・ひびわれ間隔は問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる	あり	【漏水・遊離石灰:あり】 ・ひびわれは格子状 ・格子の大きさは問わない ・ひびわれ幅は0.2mm以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる	あり	

⑫うき

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	うきがある。	II

⑬遊間の異常

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	左右の遊間が極端に異なる,又は遊間が橋軸直角方向にずれているなどの異常がある。	I
d	-	
e	遊間が異常に広く伸縮継手の櫛の歯が完全に離れている。又は、桁とパラペットあるいは桁同士が接触している(接触した痕跡がある。)	II (IIIorIV)

注:( )内は自転車やオートバイの転倒等の発生が想定される場合を示す。

⑭路面の凹凸

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	橋軸方向の凹凸が生じており,段差量は小さい(20mm未満)。	I
d	-	
e	橋軸方向の凹凸が生じており,段差量が大きい(20mm以上)。	II (IIIorIV)

注:( )内は自転車やオートバイの転倒等の発生が想定される場合を示す。

⑮舗装の異常

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	舗装のひびわれ幅が5mm程度未満の軽微な損傷がある。	I
d	-	
e	舗装のひびわれ幅が5mm以上であり、舗装直下の床版上面のコンクリートが土砂化している,又は鋼床版の疲労亀裂により過度のたわみが発生している可能性がある。	II (IIIorIV)

注:( )内はRC床版の土砂化や鋼床版の疲労亀裂の発生が想定される場合を示す。

⑩ 支承部の機能障害

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	支承部の機能が損なわれているか、著しく阻害されている可能性のある損傷が生じている。	II (II or III)

注:( )内は支承部の損傷基数が多い場合を示す。

⑪ その他

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	損傷あり	II

注:その他とは、いずれの損傷にも該当しないもの。例えば、不法占用、ふん害、落書きなど。

⑫ 補修・補強材の損傷

分類1: 鋼板

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	補修部の鋼板のうきは発生していないものの、シール部の一部剥離又は錆又は漏水のいずれかの損傷が見られる	I
d	-	
e	次のいずれかの損傷が見られる。 ・補修部の鋼板のうきが発生している。 ・シール部分がほとんど剥離し、一部にコンクリートアンカーのうきが見られ、錆及び漏水が著しい。 ・コンクリートアンカーに腐食が見られる。 ・一部のコンクリートアンカーに、うきが見られる。	II or III

分類2: 繊維

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	補強材に、一部のふくれ等の軽微な損傷がある。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。	I
d	-	
e	補強材に著しい損傷がある、又は断裂している。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。	II or III

分類3: コンクリート系

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。 又は、補強材に軽微な損傷がある。	I
d	-	
e	補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。 又は、補強材に著しい損傷がある。	II or III

分類4: 塗装

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	塗装の剥離が見られる。	I
d	-	
e	塗装がはがれ、補強されたコンクリート部材に錆汁が認められる又は漏水や遊離石灰が大量に生じている。	II or III

分類5:鋼板(あて板等)

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	鋼板(あて板等)に軽微な損傷(防食機能の劣化,一部ボルトのゆるみ等)が見られる。	I
d	-	
e	鋼板(あて板等)に著しい損傷(全体の腐食,多くのボルトのゆるみ,亀裂等)が見られる。	II or III

⑩定着部の異常

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	PC鋼材の定着部のコンクリートに損傷が認められる。 又は,ケーブルの定着部に損傷が認められる。	II
d	-	
e	PC鋼材の定着部のコンクリートに著しい損傷がある。 又は,ケーブルの定着部に著しい損傷がある。	II (II or III)

注:( )内はケーブルの腐食が想定される場合を示す。

⑨変色・劣化

分類1:コンクリート

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	乳白色,黄色っぽく変色している。	I

分類2:ゴム

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	硬化している,又はひびわれが生じている。	I

分類3:プラスチック

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	脆弱化している,又はひびわれが生じている。	I

⑩漏水・滞水

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	伸縮装置,排水柵取付位置などからの漏水,支承付近の滞水,又は箱桁内部の滞水がある。	II

②①異常な音・振動

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	落橋防止システム,伸縮装置,支承,遮音壁,桁,点検施設等から異常な音が聞こえる,又は異常な振動や揺れを確認することができる。	II (III or IV)

注:( )内は第三者被害の発生が想定される場合を示す。

②②異常なたわみ

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	主桁,点検施設等に異常なたわみが確認できる。	III or IV

②③変形・欠損

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	部材が局部的に変形している。 又は,その一部が欠損している。	I or II
d	-	
e	部材が局部的に著しく変形している。 又は,その一部が著しく欠損している。	II or III

②④土砂詰まり

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	排水柵,支承周辺等に土砂詰まりがある。	II

②⑤沈下・移動・傾斜

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	-	
d	-	
e	支点(支承)又は下部工が,沈下・移動・傾斜している。	II or III (III or IV)

注:( )内は損傷程度が非常に大きい場合を示す。

②⑥洗掘

損傷程度の 評価区分	一般的状況	措置区分
a	損傷なし	I
b	-	
c	基礎が流水のため洗掘されている。	II
d	-	
e	基礎が流水のため著しく洗掘されている。	II or III (III or IV)

注:( )内は損傷程度が非常に大きい場合を示す。

### 3.3 健全性の診断

現地点検で得られた道路橋の状態の情報を根拠の一部として活用し、構造条件や立地環境、今後想定される状況や状態の変化、それらも踏まえて推定する現時点での耐荷性能や耐久性能などの技術的評価を行い、特定事象の該当の有無も考慮しつつ、施設単位の健全性の診断を行うものとする。

## 4. 定期点検結果等の記録

### 4.1 国（道路メンテナンス会議）に提出する点検表記録様式（道路法77条様式）

点検結果及び診断結果について、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準） 令和6年3月 国土交通省道路局」の「付録 様式集 様式1、2、3」を作成し記録する。

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等						
橋梁名	路線名	所在地	起点側	坡度 傾度	施設ID	
(フリガナ)						
管理者名	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)	

道路橋毎の健全性の診断		橋梁諸元			
告示に基づく健全性の診断の区分	架設年度	橋長	幅員	橋梁形式	

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果	定期点検実施年月日	想定する状況				定期点検者
		活荷重	地震	豪雨・出水	その他	
橋(全体として)					《 》	
上部構造	写真番号		写真番号	写真番号	《 》	写真番号
下部構造	写真番号		写真番号	写真番号	《 》	写真番号
上下部接続部	写真番号		写真番号	写真番号	《 》	写真番号
その他(フェールセーフ)	写真番号		写真番号	写真番号	《 》	写真番号
その他(伸縮装置)	写真番号		写真番号	写真番号	《 》	写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

様式2

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

構成要素		施設ID	定期点検実施年月日	構成要素		定期点検者
想定する状況	構成要素の状態		想定する状況	構成要素の状態		
写真番号	径間	部材番号	写真番号	径間	部材番号	
備考			備考			
構成要素	構成要素の状態		構成要素	構成要素の状態		
想定する状況	構成要素の状態		想定する状況	構成要素の状態		
写真番号	径間	部材番号	写真番号	径間	部材番号	
備考			備考			

## 特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

該当部位	施設ID		定期点検実施年月日				健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
	特定事象の有無 (有もしくは無)							
	疲労	塩害	アルカリ 骨材反応	防食機能 の低下	洗掘	その他		
上部構造								
下部構造								
上下部接続部								
その他(フォームセーフ)								
その他(伸縮装置)								
所見	(適宜、所見を記入)							

※ これらの様式は、常に最新のものを使用するものとする。

## 4.2 高槻市道路橋定期点検用記録様式

「橋梁定期点検要領；令和6年7月；国土交通省道路局国道・技術課」の付録-3「損傷程度の評価要領」に基づき部材単位で評価した「損傷程度」をもとに、部材単位の「措置区分」を整理し、橋梁全体としての健全性を詳細に記録する様式として、「基礎表」および「各種点検調書」を作成する。

「基礎表」および「各種点検調書」は国（道路メンテナンス会議）に報告する様式「付録 様式集 様式1、2、3」の技術的評価の根拠及び今後の補修方針の基礎資料となるため、確実に作成するものとする。

表.4 高槻市道路橋定期点検用記録様式一覧

記録様式名		内 容
基礎表	→	橋梁諸元や各部材の変状の種類から橋本体の判定区分まで詳細な点検結果をまとめた総括表
点検調書（その1） 現地状況写真	→	対象橋梁の全景や路面状況等の現地状況写真を橋梁毎に整理したもの
点検調書（その2） 部材番号図	→	「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準） 令和6年3月 国土交通省道路局」を参考に作成したもの
点検調書（その3） 損傷図	→	部材番号図に変状の種類及びその程度を記録したもの
点検調書（その4） 損傷写真	→	損傷箇所の写真を記録したもの。

次頁以降に「基礎表」と「各種点検調書」の様式を添付する。

別紙3 点検表記録様式 基礎表

様式(基礎表)

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁番号 (ID)	橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	経度
999	(フリガナ)					
	国交省 施設ID	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路
上部構造形式	橋長	全幅員	径間数	荷重制限	架設年次	占有物件(名称)
						長寿命化計画対象

道路橋毎の健全性の診断区分(Ⅰ～Ⅳ)

診断時に記録	
(判定区分)	(所見等)

部材単位の損傷状況の把握

部材単位		径間	点検者	点検責任者				
構成要素		点検時に記録			措置後に記録			
部材名	部材番号	写真番号	損傷の種類	損傷程度 (b~e)	措置区分 (Ⅰ～Ⅳ)	措置後の 判定区分	措置内容	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁							
	横桁							
	縦桁							
	床版							
	対傾構							
	横構							
	PC定着部							
	頂版							
	下部構造	橋脚						
橋台								
側壁・隔壁								
基礎								
底版								
周辺地盤								
上下部 接続部		支承部	支承本体					
	アンカーボルト							
	沓座モルタル							
	台座コンクリート							
その他 (フェール セーフ)	落下防止 システム	落橋防止構造						
		横変位拘束構造						
その他 (伸縮装置)	路上	伸縮装置						
		高欄						
		防護柵						
		地覆						
		中央分離帯						
		遮音施設						
		照明施設						
		標識施設						
		縁石						
		舗装						
排水施設	排水柵	排水柵						
		排水管						
点検施設	添加物	点検施設						
		袖擁壁・翼壁						
		その他 (不占・落書き・ファン等)						

点検調書（その1） 現地状況写真

フリガナ 橋梁名	路線名		管轄		高槻市	橋梁番号(ID)	平成 年 月 日	
所在地	自	起点側の 緯度経度	緯度	経度	都市創造部	調査更新年月日	平成 年 月 日	
	至		経度		道路課			
現 地 状 況 写 真	写真番号	01	撮影年月日		写真番号	02	撮影年月日	
	径間番号		メ	モ	径間番号		メ	モ
	写真説明	橋面（起点側より）			写真説明	橋面（終点側より）		
	写真番号	03	撮影年月日		写真番号	04	撮影年月日	
	径間番号		メ	モ	径間番号		メ	モ
	写真説明	側面全景（渡河橋の場合は上流側より） （渡河橋以外の場合は終点側に向かって左側）			写真説明	側面全景（渡河橋の場合は下流側より） （渡河橋以外の場合は終点側に向かって右側）		

点検調書（その2） 部材番号図

フリガナ 橋梁名	路線名		管轄		高槻市	橋梁コード(ID)	平成 年 月 日	
所在地	自	起点側の 緯度経度	緯度	経度	都市創造部	調査更新年月日	平成 年 月 日	
	至		経度		道路課			
部 材 番 号 図								

点検調査 (その3) 損傷図				径間番号									
フリガナ 橋梁名				路線名		管轄	高槻市		橋梁コード(ID)				
	所在地	自		起点側の 緯度経度	緯度			都市創造部	調査更新年月日	平成	年	月	日
		至			経度								
損 傷 図													

点検調査 (その4) 損傷写真				径間番号									
フリガナ 橋梁名				路線名		管轄	高槻市		橋梁コード				
	所在地	自		起点側の 緯度経度	緯度			都市創造部	調査更新年月日	平成	年	月	日
		至			経度								
損 傷 写 真	写真番号	01	径間番号		撮影年月日		写真番号	02	径間番号		撮影年月日		
	部材名		部材番号		メ	モ	部材名		部材番号		メ	モ	
	変状の種類		損傷程度				変状の種類		損傷程度				
	写真番号	03	径間番号		撮影年月日		写真番号	04	径間番号		撮影年月日		
	部材名		部材番号		メ	モ	部材名		部材番号		メ	モ	
	変状の種類		損傷程度				変状の種類		損傷程度				



#### 4.4 高槻市道路施設台帳システム登録用データ作成と入力

点検結果等を高槻市道路施設台帳システムに登録するためのデータ作成を行う。フォーマットについては、システム開発・メンテナンス業者と調整の上、担当職員にて用意するものとする。

また、点検に際して更新した橋梁台帳および点検結果を記載した記録様式については、各橋梁ごとに整理を行い、高槻市道路施設台帳システムに登録（保存）するものとする。

## 5. 基本定期点検

### 5.1 目的と位置づけ

基本定期点検は、小規模かつ構造が単純で健全な橋梁を対象とし、最低限の点検品質の確保と記録の合理化、作業の効率化を行うことで、コスト縮減の可能性を目指した新たな点検手法として、道路法に基づく定期点検の一つとして位置付ける。

### 5.2 対象橋梁

基本定期点検は、以下の条件を全て満足する橋梁を対象とする。

基本定期点検の対象は、以下の条件を全て満たす橋梁を基本とする。

- 1) 橋長 15m 未満の橋梁
- 2) 前回の定期点検で健全性が I であると確認された橋梁 (図 2)
- 3) 単径間のコンクリート橋 (RC 橋) あるいは溝橋 (ボックスカルバート)
- 4) 点検作業が徒歩あるいは梯子で実施可能であり、点検作業のために特殊な機材 (橋梁点検車、高所作業車) や通行規制を必要としない橋梁
- 5) 橋梁の部材落下等による第三者被害が想定されない橋梁

ただし、基本定期点検は、生活道路に設置された橋梁を対象とし、以下のような橋梁については道路管理者の判断により、基本定期点検の対象外とすることが望ましい。

- ・ 地震等災害発生時の避難路や輸送路に指定されている路線の橋梁
- ・ 橋梁の損傷が孤立地域の発生につながる可能性のある路線の橋梁
- ・ 交通量が多い、あるいは大型車が頻繁に利用する路線の橋梁
- ・ 現状は健全な状態にあるが、予防保全の有効性の観点から特に注意が必要な橋梁 (疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘など)

「自治体の小規模橋梁を対象とした橋梁基本定期点検導入に係るガイドライン (第 2 版) ; 令和 7 年 11 月 ; 大阪大学 先導的学際研究機構 住民と育む未来型知的インフラ創造部門」より抜粋

### 5.3 点検方法

基本定期点検は、「自治体の小規模橋梁を対象とした橋梁基本定期点検導入に係るガイドライン (第 2 版) ; 令和 7 年 11 月 ; 大阪大学 先導的学際研究機構 住民と育む未来型知的インフラ創造部門」に示された手順に準じ、チェックリストに基づき実施するものとする。

### 5.4 健全性の診断

現地点検の結果をまとめたチェックリストを技術的評価の根拠として、施設単位の健全性の診断 (I ~IV の評価) を行うものとする。

## 5.5 点検結果等の記録

点検時に用いたチェックリストを基本定期点検の記録様式とし、4.1 の道路法77条様式とあわせて、これらを点検調書として確実に作成するものとする。